

**図書館ブランディング事業業務委託  
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

開館から3年が経過した岐阜市立中央図書館は、先進的な図書館であるイメージが定着しつつあります。そこで、このイメージにふさわしい魅力あるオリジナルバッグを製作し、全国に発信するため、企画デザイン及び製作業務を委託する事業者の選定を行います。

この実施要領は、本事業の委託事業者の選定を、プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものです。

**2 委託業務内容**

- (1) 委託業務名  
図書館ブランディング事業業務委託
- (2) 業務の内容  
別紙「図書館ブランディング事業業務委託基本仕様書」参照
- (3) 委託契約期間  
契約の日から平成31年3月20日まで
- (4) 予定価格  
500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

**3 参加資格**

参加表明書の提出日において、提案者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であることが必要です。今までの製作実績は問いません。

複数の事業者、団体等が企画、製作において協働で参加することも可能ですが、この場合には、当該団体等に属する全ての者が下記の(1)から(5)までを全て満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 申請書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 企画デザイン者に岐阜県にゆかりのある者がいること。  
(例:岐阜県内在住、岐阜県内在勤、岐阜県内大学卒業等)

#### 4 スケジュール

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 募集の告示       | 平成30年11月9日(金)～12月21日(金) |
| (2) 質問提出期限      | 平成30年12月7日(金)           |
| (3) 質問回答期限      | 平成30年12月14日(金)          |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 平成30年12月21日(金)          |
| (5) 審査会及び決定     | 平成31年1月上旬               |
| (6) 審査結果通知      | 平成31年1月上旬               |

※ 日程については、岐阜市の都合により変更する場合があります。

#### 5 提出書類等

- (1) 提出書類等(様式は、岐阜市のホームページより入手してください。)

ア 参加表明書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

・1事業者につき、3提案までとします。

・デザイン案(実寸サイズ、素材等を明記)の様式は任意ですが、A3サイズで、デザインごとにご提出ください。

・生地サンプル 1点

ウ 経費見積書(様式3)

・様式は、岐阜市のホームページより入手してください。

- (2) 提出部数

(1)提出書類のアについては1部、イ、ウについては各3部提出していただきます。

(ただし、生地サンプルは、1提案1点で可)

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (3) 提出方法

(1)の提出書類を、

〒500-8076 岐阜市司町40番地5 みんなの森 ぎふメディアコスモス内

岐阜市立図書館 事業係 まで直接持参するか、書留など配達記録が残る方法で郵送してください。

- (4) 提出期限

平成30年12月21日(金) 17時まで

※ 岐阜市立図書館条例施行規則(平成27年岐阜市教育委員会規則第15号)に規定する岐阜市立中央図書館の休館日(平成30年11月27日)を除く。

※ 受付時間:直接持参の場合は、9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

郵送の場合は、平成30年12月21日17時まで必着。

本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書(様式1)の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式任意)を上記期限までに、岐阜市立図書館 事業係まで直接持参するか、書留など配達記録が残る方法で郵送してください。平成30年12月21日(金)17時必着。

(5) 質問受付、回答

質問がある場合は、次に定める方法とします。

ア 質問方法

質問書(様式4)を添付し、必ず電子メールで提出してください。

件名は、「図書館ブランディング事業に関する質問」としてください。

電子メールアドレス e-mail : [library1@city.gifu.gifu.jp](mailto:library1@city.gifu.gifu.jp)

※「library1」の末尾は、アラビア数字の「1」であるので注意してください。

イ 質問書の提出期限

平成30年12月7日(金) 17時まで

ウ 質問の回答方法

質問に対する回答は、平成30年12月14日(金)までに、質問者を伏せた形で岐阜市のホームページに掲載します。電子メールや郵送による配布は行いません。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定において公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

## 6 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定します。

ア 審査方法は、岐阜市が設置した図書館ブランディング事業業務委託事業者審査委員会(以下「審査会」という。)が定めた評価基準に沿って、企画提案書等の審査により、受注者の能力、企画提案内容等を評価します。

評価項目及び配点は、下記のとおりです。

イ 審査の結果より評価値を算出し、評価値(合計点)の点数の高い順に順位を決定します。決定した順位が1位の者を契約候補者として選定します。なお、最も高い評価値(合計点)を獲得した者が2人以上ある場合は、審査会の審議により契約候補者を選定します。

ウ イで決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として選定します。

(2) 審査委員会の開催日程

審査委員会は、次のとおり開催します。

ア 開催日時 平成31年1月上旬頃開催予定

(3) 審査委員会の運営

ア 審査委員会は、審査委員3名により組織されます。

イ 審査委員会は、非公開で行います。

(4) 評価基準

ア 「ブランド力」、「デザイン性」、「商品力」、「物語性」の評価点は、次のとおり4段階評価とし、それらの評点を合計して採点します。

優れている	5点
やや優れている	3点
普通	1点
劣っている	0点

イ 「価格点」の算出式は、次のとおりとします。

$$\text{価格点} = 10 - \{ (\text{見積金額} / \text{予定価格}) \times 10 \}$$

※小数点以下第4位までとし、第5位以下を切り捨てます。

評価項目	評価細項目	評価点	換算値	配点
ブランド力	企画提案にインパクトはあるか。	5	×2	10
	イメージ・知名度アップにつながる企画提案か。	5	×2	10
デザイン性	企画提案に新鮮さと工夫はあるか。	5	×3	15
	魅力的な形状と素材であるか。	5	×3	15
	独創的な提案内容となっているか。	5	×3	15
商品力	使いやすく、耐久性に優れているか。	5	×1	5
	生産に対し継続力があるか。	5	×1	5
物語性	製作プロセスにおいて多様なパートナーシップが構築されているか。	5	×3	15
価格点	価格点算出式により、見積金額から算定する。			10
合 計 点				100

ウ 「基準点」は、（審査委員数×100点）の60%以上とします。

(5) 提案者が1者の場合等の取扱い

ア 提案者が1者のみの場合も審査を行います。審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とします。

イ アで基準点を満たさない場合、基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施します。

(6) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、(1)による契約候補者の選定後、平成31年1月上旬に参加者宛て文書で通知します。なお、電話等による問合せには応じません。

- イ 審査結果は、岐阜市ホームページで公表します。なお、審査結果において1位の参加者は、法人等名と評価項目ごとの点数及び合計点数を明らかにし、他の参加者については、匿名で評価項目ごとの点数及び合計点数を公表します。
- ウ 評価値を算出するための計算式は、公開しません。
- エ 審査結果に対する異議は、一切受け付けません。

## 7 留意事項

- (1) 企画提案書には提案者を識別できる情報(社名・ロゴ等)を含んではいけません。
- (2) 企画提案書は1者につき3提案までとします。
- (3) 提出期限を過ぎた提出書類は、受理しません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。
  - ア 経費見積金額が本実施要領に定める予定価格を上回った場合。
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
  - エ その他、担当者が指示した事項に違反した場合。
- (5) 提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (7) 企画提案書等作成に係る費用等は、参加者の負担とします。
- (8) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。  
(ただし、軽微なものは除きます。)
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律等に基づいて保護される第三者の権利の行使の対象となる事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた損害に係る責任は、全て提案者が負うものとします。  
また、契約の締結後は、受注者から提出された企画提案内容（デザイン案を含む。）に係る権利は、岐阜市に帰属するものとしますが、発注者がこのデザインを他に使用する場合は、受注者と協議することとします。
- (10) その他
  - ア 参加者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
  - イ 提出書類は、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)に基づく情報公開請求の対象となります。そのため、公開されることにより参加者が不利益を被るおそれのある情報が含まれないよう注意してください。
  - ウ 提出書類は、選定作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

## 8 契約の事務手続等

最優秀者選定後に、市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、委託業務に係る仕様を確定の上、岐阜市契約規則(昭和39年岐阜市規則第7号)定めるところにより契約を締結する予定です。

仕様書等の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、市と契約候補者との協議により最終的に決定しますので、変更する場合があります。

なお、協議が整わない場合には、審査結果において次点であった参加者と協議することとし、それ以降も同様とします。

これらの手続を経た上で契約を締結し、以後、受注者として本業務に従事していただきます。

## 9 事務局

岐阜市立図書館 事業係 担当 長尾

TEL:058-262-0293 (ダイヤルイン) FAX:058-262-8754

e-mail:[library1@city.gifu.gifu.jp](mailto:library1@city.gifu.gifu.jp)